

## 修多羅小学校・古前小学校 統合準備委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 北九州市立修多羅小学校と古前小学校の学校統合に関わる課題を協議し、円滑な統合を図るため、統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的達成のため、次の事項について協議する。

- (1) 統合校の校舎位置に関すること
- (2) 統合校の校名、校歌、校章に関すること
- (3) 統合後の通学体制（通学路、安全対策等）に関すること
- (4) 統合校の教育課程に関すること
- (5) 統合に向けての交流事業に関すること
- (6) 統合校のPTA組織等の運営に関すること
- (7) 統合に伴う記念行事に関すること
- (8) その他学校統合に向けて必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 統合する学校の保護者を代表する者
- (2) 統合する学校の通学区域の地域住民を代表する者
- (3) 統合する学校の教職員を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項第1号から第3号に定める委員の定数については、各学校3名以内とする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置日から学校統合の日までとする。

- 2 委員会は、欠員が生じた場合は補充委員を選任することができる。
- 3 補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員（委員長及び副委員長を含む）の2分の1以上の出席があれば、会議を開くことができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 委員会は、専門的事項又は特定の事項について検討するため、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会の設置、廃止、委員の任免などは、委員長が決定する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は教育委員会総務部企画調整課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月27日から施行する。